

豊橋あゆみ学園

身体拘束の適正化のための指針

令和4年4月1日

## I. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

・豊橋あゆみ学園では、児童虐待防止法にもとづいて、いかなる理由があっても園児に対する身体拘束を行ってはいけません。言葉掛けや環境面での工夫を行うことを大切にし、身体拘束を伴わない支援や療育を行っていくことを原則とします。ただし、障害特性から来る行動障害が発生し、緊急的に園児の命を守る必要がある場面などについては、身体拘束を用いて園児の命を守る必要性も考えておかなければなりません。よって、この指針では、身体拘束を検討するケースや条件、行う際の手順などについて定め、身体拘束が日常の中で乱用されることを防止します。

### 1. 身体拘束とは

- ・行動できないように、紐やロープなどで体を縛り拘束する。
- ・手指の機能を制限するために、手袋をつけさせる。
- ・自分の意思では動けないように、柵などで囲む。
- ・部屋や車に閉じ込める。屋外に閉め出す。
- ・スピーチロック（言葉や態度で脅して動けなくする。）
- ・薬物や薬剤を使って、本人の意思では行動できないような意識状態にする。
- ・強引に抱えたり、羽交い絞めにして移動させる。
- ・行動障害を起こしている園児の四肢や体を持って制止する。
- ・行動障害に起こしている園児の体を抱えたり、羽交い絞め、馬乗りになって止める。

### 2. 身体拘束を防止する基本指針

- ・園児の問題行動や行動障害が発生した場合、威圧をしたり、拘束するような対応を行うのではなく、それは障害特性と環境の相互作用によって起きていると考え、その問題が起きている原因と背景を分析し、必要な支援や療育、環境づくりを再構築することを原則とした対応を行います。
- ・身体拘束を行うケースについては、上記の検証や対応を十分に重ねた結果、その行動障害を防ぐことができず、園児の命を守る必要があるケースに限定します。
- ・虐待防止チェックリストを実施し、すべての職員から身体拘束の実態把握を行います。（6か月に1回）
- ・虐待防止チェックリストや、関係者からの報告により、正当な手続きを踏んでいない身体拘束の実態を確認した場合、虐待防止責任者が虐待防止委員会を招集し、関係者からの事実確認や、適切な支援の実施に向けた協議を行います。
- ・虐待防止研修を開催し、すべての職員に対して身体拘束の適正化に関する振り返りや、学習機会を作ります。（1年に1回以上）

### 3. 身体拘束を行う三要件

- ・切迫性：園児の命、体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ・非代替性：様々な支援方法を検証したが、他に代替する方法がない。
- ・一時性：命や体を守るための拘束であり、その可能性がない状況下では行わない。

### 4. 事業所における考え方

#### (1) 身体拘束の原則禁止

- ・豊橋あゆみ学園は、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・本人又は他の園児の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化検討委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。
- ・また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

#### (3) 日常の支援における留意事項

- ・身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。
  - ① 園児主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
  - ② 言葉や応対等で園児の精神的な自由を妨げないよう努めます。
  - ③ 園児の思いをくみとり、園児の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います。
  - ④ 園児の安全を確保する観点から、園児の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
  - ⑤ 万一日を除く安全確保を優先する場合、身体拘束適正化検討委員会において検討します。
  - ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら園児に主体的な生活をしていただけるように努めます。

## II. 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

### 1. 身体拘束適正化検討について

- ・豊橋あゆみ学園では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体拘束適正化検討委員会を設置します。

#### (1) 設置目的

- ・事業所内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討

- ・身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全員への指導

(2) 身体拘束適正化検討委員会の構成員

- ・委員長 管理者(もしくは園長)(虐待防止責任者)
- ・委員 副園長(虐待防止担当者)
- ・委員 主任(虐待防止担当者)
- ・委員 児童発達支援管理責任者(虐待防止担当者)
- ・委員 副主任(虐待防止担当者)
- ・委員 主務(虐待防止担当者)

・その他必要に応じ、第三者委員や家族の代表等にも参加していただく

(3) 身体拘束適正化委員会の開催

- ・当事業所では、6か月に1回委員会を開催します。
- ・また、緊急時等必要ある時は、適時委員会を開催します。

III. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等の適正化に向け、園児の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施します。
- ・研修は年1回以上の開催とし、必要に応じ外部の研修にも参加します。
- ・新規採用時には、必ず本研修を実施します。
- ・本研修の実施内容については記録を取り、保存することとします。

IV. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法の方策に関する基本方針

- ・身体拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき園児家族に速やかに説明し、報告を行うこと
- ・事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を目撃した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで虐待防止委員へ報告を行うこと。当該報告をうけた虐待防止委員は、身体拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに園児及び園児家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

V. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

1. やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・園児の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

＜身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- ・ 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッド体幹四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッド体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッド柵で囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢ひもで縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する ミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯 や腰ベルト、車椅いすテーブルをつける。
- ・ 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

①カンファレンスの実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として、関係職員が集まり、拘束による園児の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。
- ・また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②園児や家族に対しての説明

- ・**様式1**をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるよう努めます。
- ・また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、園児の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

- ・法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、**様式2**を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を隨時検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④拘束の解除

- ・③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速

やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

- ・尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

## VI. 園児等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・本指針は書面として備えおき、園児の家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。
- ・当事業所では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

## VII. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・当事業所内における研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、虐待防止が地域において、より深まっていくよう努めます。

以上

【様式1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 園児本人又は他の園児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い  
B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない  
C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由				
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))				
拘束の時間帯及び時間				
特記すべき心身の状況				
拘束開始及び解除の予定	月 日	日 月	時 時	から まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

事業所名 豊橋あゆみ学園

管理者

印

記録者

印

(園児・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

印

(続柄 )

【様式2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

〇〇〇〇様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者 サイン